

令和8年8月24日

市議会議員 様

柳井市長 井 原 健太郎

市議会定例会の招集について

このことについて、別紙告示写しのとおり招集したので通知します。

現在までに提出を予定している事件は、下記のとおりであります。

記

- | | |
|--------|---|
| 議案第27号 | 柳井市道路占用料徴収条例及び柳井市法定外公共物管理条例の一部改正について |
| 議案第28号 | 柳井市印鑑条例の一部改正について |
| 議案第29号 | 柳井市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について |
| 議案第30号 | 柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 議案第31号 | 柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 議案第32号 | 柳井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 議案第33号 | 柳井市景観条例の一部改正について |
| 議案第34号 | 柳井市都市公園条例の一部改正について |
| 議案第35号 | 柳井市県収入証紙購入基金条例の廃止について |
| 議案第36号 | 財産の取得について |
| 議案第37号 | 財産の取得について |
| 議案第38号 | 令和8年度柳井市一般会計補正予算（第2号） |
| 議案第39号 | 令和8年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 認定第1号 | 令和7年度柳井市下水道事業会計決算認定について |
| 認定第2号 | 令和7年度柳井市伊保庄財産区会計歳入歳出決算認定について |
| 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 報告第6号 | 専決処分の報告について |
| 報告第7号 | 専決処分の報告について |

報告第 8 号	専決処分の報告について
報告第 9 号	専決処分の報告について
報告第 10 号	専決処分の報告について
報告第 11 号	平郡航路有限会社の経営状況について
報告第 12 号	一般財団法人やない花のまちづくり振興財団の経営状況について

柳井市告示第56号

令和8年第3回柳井市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和8年8月24日



柳井市長 井原 健太郎

1 期 日 令和8年9月2日

2 場 所 柳井市議会議場

議案第 27 号

柳井市道路占用料徴収条例及び柳井市法定外公共物管理条例の一部改正について

柳井市道路占用料徴収条例及び柳井市法定外公共物管理条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市道路占用料徴収条例及び柳井市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

(柳井市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 1 条 柳井市道路占用料徴収条例（平成 17 年柳井市条例第 121 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占有物件		単位	占有料
法第32条 第 1 項第 1 号に掲 げる工作 物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	570円
	第 2 種電柱		880円
	第 3 種電柱		1,200円
	第 1 種電話柱		510円
	第 2 種電話柱		820円
	第 3 種電話柱		1,100円
	その他の柱類		51円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 mにつき	5 円
	地下に設ける電線その他の線類	1 年	3 円
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	500円
	地下に設ける変圧器	占有面積 1 m ² につき 1 年	310円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1,000円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		430円
	広告塔	表示面積 1 m ² につき 1 年	900円
	その他のもの	占有面積 1 m ² につき 1 年	1,000円
法第32条	外径が0.07m未満のもの	長さ 1 mにつき	22円
第 1 項第	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	1 年	31円

2号に掲げる物件	外径が0.1m以上0.15m未満のもの				46円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの				61円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの				92円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの				120円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの				220円
	外径が0.7m以上1m未満のもの				310円
	外径が1m以上のもの				610円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項	地下に設けるもの	長さ1mにつき1年	3円
		第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの		10円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	820円
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1㎡につき1年	510円
			地下に設けるもの		310円
	その他のもの				1,000円
	法第32条第1項第4号に掲げる施設				占有面積1㎡につき1年
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		占有面積1㎡につき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路				450円
	地下に設ける通路				270円
	その他のもの				1,000円
	法第32条第1項第	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占有面積1㎡につき1日

6号に掲げる施設	その他のもの		占用面積1㎡につき1月	90円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	90円
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	900円
	標識		1本につき1年	820円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9円
		その他のもの	1本につき1月	90円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	9円
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	90円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900円
		その他のもの		450円
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1㎡につき1年	1,000円
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1㎡につき1月	90円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				100円
令第7条第12号に掲げる器具			占用面積1㎡につき1年	Aに0.026を乗じて得た額

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱

をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01㎡若しくは0.01m未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01㎡若しくは0.01m未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

(柳井市法定外公共物管理条例の一部改正)

第2条 柳井市法定外公共物管理条例(平成17年柳井市条例第123号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第8条、第10条関係)

占用物件		単位	占用料
道路法 (昭和27 年法律第 180号。以 下この表 において 「法」と いう。)第 32条第 1項第1	第1種電柱	1本につき1年	570円
	第2種電柱		880円
	第3種電柱		1,200円
	第1種電話柱		510円
	第2種電話柱		820円
	第3種電話柱		1,100円
	その他の柱類		51円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき	5円
	地下に設ける電線その他の線類	1年	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	500円

号に掲げる工作物	地下に設ける変圧器			占用面積 1 m ² につき 1 年	310円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1 個につき 1 年	1, 000円
	郵便差出箱及び信書便差出箱				430円
	広告塔			表示面積 1 m ² につき 1 年	900円
	その他のもの			占用面積 1 m ² につき 1 年	1, 000円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0. 07m未満のもの			長さ 1 mにつき 1 年	22円
	外径が0. 07m以上0. 1m未満のもの				31円
	外径が0. 1m以上0. 15m未満のもの				46円
	外径が0. 15m以上0. 2m未満のもの				61円
	外径が0. 2m以上0. 3m未満のもの				92円
	外径が0. 3m以上0. 4m未満のもの				120円
	外径が0. 4m以上0. 7m未満のもの				220円
	外径が0. 7m以上 1 m未満のもの				310円
	外径が 1 m以上のもの				610円
	法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類		地下に設けるもの
その他のもの				10円	
道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1 本につき 1 年	820円	
その他のもの			上空に設けるもの	占用面積 1 m ² につき 1 年	510円
			地下に設けるもの		310円
その他のもの				1, 000円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積 1 m ² につき 1 年	1, 000円
法第32条第1項第	地下街及び地下室	階数が 1 のもの		占用面積 1 m ² につき 1 年	Aに0. 004を乗じて得た額

5号に掲げる施設			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
			階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路		450円		
	地下に設ける通路		270円		
	その他のもの		1,000円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1㎡につき1日	9円	
	その他のもの		占用面積1㎡につき1月	90円	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	90円	
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	900円	
	標識		1本につき1年	820円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9円	
		その他のもの	1本につき1月	90円	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	9円	
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	90円	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900円	
		その他のもの		450円	
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1㎡につき1年	1,000円
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1㎡につき1月	90円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲				100円	

げる施設		
令第7条第12号に掲げる器具	占用面積1㎡につき1年	Aに0.026を乗じて得た額

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01㎡若しくは0.01m未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01㎡若しくは0.01m未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第 28 号

柳井市印鑑条例の一部改正について

柳井市印鑑条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市印鑑条例の一部を改正する条例

柳井市印鑑条例（平成 17 年柳井市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「個人番号カードをいい、」を「個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、」に、「当該個人番号カード又は」を「当該個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書又は」に、「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

柳井市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

柳井市認可地縁団体印鑑条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

柳井市認可地縁団体印鑑条例（平成 17 年柳井市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 12 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 30 号

柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年柳井市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「小規模保育事業 児童福祉法」を「満 3 歳未満等小規模保育事業 児童福祉法」に改め、「する小規模保育事業」の次に「（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

（6）の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。

第 2 条第 11 号の次に次の 3 号を加える。

（11）の 2 教育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。

（11）の 3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

（11）の 4 保育認定子ども 法第 29 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第 7 条第 2 項中「法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア（ア）中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ（ア）中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」」を「「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」」に、「「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」を「「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」に、「「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」を「「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」を「「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」に、「「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」を「「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」に改める。

第37条第2項を次のように改める。

- 2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項」を「前2項の特定地域型保育事業者は、前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同条第3号中「当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に、「以下この号及び第6項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第7項中「以上のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規

定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。

第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に改める。

第４６条第７号中「第３９条第２項」の次に「及び第３項」を加える。

第４７条第１項及び第２項ただし書並びに第４９条第２項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第５０条中「満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第２３条中「運営規程」とあるのは「第４６条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」」を「第２５条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」」に改める。

第５１条第１項中「特定地域型保育事業者が法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第５２条第１項」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「をいう。次条第３項」の次に「及び第５２条第３項」を加え、「前節（」を「この章（第３７条第３項、第３９条第３項及び）」に、「含む。次条第３項」を「含む。第５２条第３項」に改め、「この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、「同号又は同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」」を「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第５１条の２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４

6条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。））、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳以上保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教

育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 31 号

柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正
するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例

柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年柳井市条例
第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「並びに附則第 3 条」を削り、「次に掲げる事項」の次に「（法第 6 条の 3
第 10 項第 3 号に掲げる事業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業
者（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲
げる事項）」を加え、同項第 3 号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満 3 歳以上限定小
規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。）」を、「事業所内保育事業」の次
に「（法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）」を加え、同
条第 7 項中「20 人以上のものに限る。）」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行
う事業所」を加える。

第 13 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 13 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5
の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者
による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2
条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び
児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事
者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の
下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定
する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 17 条第 2 項中「第 13 条」を「第 13 条の 2」に改める。

第 18 条第 6 号中「利用定員」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満
3 歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第 27 条中「小規模保育事業 B 型及び小規模保育事業 C 型」を「小規模保育事業 B 型（満 3
歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業 C 型（満 3 歳以上限定小規模保育事
業を除く。）」に改める。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるもの」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第13条の改正規定 令和8年12月25日

（2）第17条第2項の改正規定 健康保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第31号）附則第1条第6号に定める日

議案第 3 2 号

柳井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

柳井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

柳井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年柳井市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 4 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

議案第 33 号

柳井市景観条例の一部改正について

柳井市景観条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市景観条例の一部を改正する条例

柳井市景観条例（平成 23 年柳井市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に、「同条第 1 項から第 6 項まで」を「同条第 1 項から第 7 項まで」に改める。

第 29 条中「第 8 条第 2 項第 4 号ロ」を「第 8 条第 2 項第 4 号ハ」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日から施行する。

議案第 34 号

柳井市都市公園条例の一部改正について

柳井市都市公園条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市都市公園条例の一部を改正する条例

柳井市都市公園条例（平成 17 年柳井市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「事項」の次に「並びに都市公園以外の公園の設置及び管理について必要な事項」を加える。

第 1 条の 5 を第 1 条の 6 とし、第 1 条の 2 から第 1 条の 4 までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この条例において「都市公園」とは、法第 2 条第 1 項に規定する公園又は緑地をいう。

2 この条例において「都市公園以外の公園」とは、都市公園以外の公園又は緑地で、都市公園に準じて本市が設置及び管理するものをいう。

3 この条例において「公園施設」とは、法第 2 条第 2 項に規定する施設及び都市公園以外の公園に設けられるこれに準ずるものをいう。

第 10 条の次に次の 3 条を加える。

（公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可）

第 10 条の 2 都市公園以外の公園において、公園施設を設け、若しくは管理し、又は公園施設以外の工作物その他の物件若しくは施設を設けて都市公園以外の公園を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 都市公園以外の公園の占用の許可を受けた事項を変更する場合において、その変更が第 9 条で定める軽易なものであるときは、前項の規定にかかわらず、許可を受けることを要しない。

3 第 1 項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。この場合における第 8 条の規定の適用については、同条中「都市公園」とあるのは、「都市公園以外の公園」とする。

（1）公園施設を設けようとするとき 第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる事項

（2）公園施設を管理しようとするとき 第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる事項

（3）許可を受けた事項を変更しようとするとき 第 8 条第 1 項第 3 号に掲げる事項

（4）公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園以外の公園を占有しよう

とするとき 占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造及び第8条第2項に掲げる事項

- 4 前項の規定による申請が、公園施設の設置若しくは都市公園以外の公園の占用の許可又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更するものであるときは、同項の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。
- 5 市長は、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園以外の公園の占用が公衆の都市公園以外の公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認める場合に限り、第1項の許可を与えることができる。
- 6 第1項の許可の期間は、規則で定める期間を超えることはできない。これを更新するときの期間についても、同様とする。
- 7 市長は、第1項の許可に都市公園以外の公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(原状回復)

第10条の3 前条第1項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園以外の公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園以外の公園の占用を廃止したときは、直ちに都市公園以外の公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

- 2 市長は、前条第1項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(準用)

第10条の4 第2条から第5条までの規定は、都市公園以外の公園について準用する。この場合において、第2条中「都市公園」とあるのは「都市公園以外の公園」と、第3条中「法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可」とあるのは「第10条の2第1項の許可（都市公園以外の公園の占用の許可に限る。）」と、「前条第1項又は第3項」とあるのは「第10条の4において準用する前条第1項又は第3項」と、第4条中「都市公園」とあるのは「都市公園以外の公園」と、同条ただし書中「法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項」とあるのは「第10条の2第1項又は第10条の4において準用する第2条第1項若しくは第3項」と、第5条中「都市公園」とあるのは「都市公園以外の公園」と読み替えるものとする。

第11条中「又は」を「（前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」、「」に改め、「第7条第1項若しくは第3項」の次に「（同条第1項の許可を受けた事項を変更する場合に限る。）又は第10条の2第1項」を加える。

第14条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、都市公園以外の公園について準用する。この場合において、第1項中「都市公園」とあるのは「都市公園以外の公園」と、前項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「都市公園」とあるのは「都市公園以外の公園」と読み替えるものとする。

第20条の次に次の1条を加える。

(都市公園以外の公園の工作物等の除却、保管等)

第20条の2 市長は、都市公園以外の公園に存する工作物等の改築、移転若しくは除却又は当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設の設置については、法第27条第3項から第10項までの規定を準用する。

第21条第1号中「又は法第6条第1項」を「、法第6条第1項」に改め、「第3項」の次に「又は第10条の2第1項」を、「都市公園」の次に「若しくは都市公園以外の公園」を加え、同条第2号中「都市公園」の次に「若しくは都市公園以外の公園」を加え、同条第3号中「法第10条第1項」の次に「又は第10条の3第1項」を、「都市公園」の次に「又は都市公園以外の公園」を加え、同条第6号中「都市公園」の次に「又は都市公園以外の公園」を加え、同条第7号中「第2項」の次に「（同条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加える。

第22条の見出し中「区域」を「設置、区域」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、都市公園以外の公園を設置し、その区域を変更し、又は都市公園以外の公園を廃止するときは、当該都市公園以外の公園の名称、位置、区域（都市公園以外の公園を廃止する場合を除く。）及び設置し、変更し、又は廃止する期日を告示するものとする。

第26条中「第1条の3」を「第1条の4」に改める。

第28条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付し、同条第1号中「第3項」の次に「（第10条の4及び第26条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加え、「同条第1項各号」を「第2条第1項各号」に改め、同条第2号中「第4条」の次に「（第10条の4及び第26条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加え、「同条各号」を「第4条各号」に改め、同条第3号中「第2項」の次に「（同条第3項及び第26条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加える。

本則に次の3条を加える。

第29条 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料に処する。

第31条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、市長とみなす。

別表第3中「第6条」を「第6条、第7条」に改める。

別表第5中「別表第1」を「別表第1及び別表第2」に、「4円」を「5円」に、「2円」を「3円」に、「230円」を「310円」に、「320円」を「430円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までになされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までに課した、又は課すべきであった使用料、利用料金、占用料、手数料及び採取料の取扱いについては、なお従前の例による。

議案第 35 号

柳井市県収入証紙購入基金条例の廃止について

柳井市県収入証紙購入基金条例を次のように廃止するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市県収入証紙購入基金条例を廃止する条例

柳井市県収入証紙購入基金条例（平成 17 年柳井市条例第 55 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（基金に属する財産の処分）

- 2 この条例の施行の際、現に柳井市県収入証紙購入基金に属する現金その他の財産は、この条例の施行の日において、一般会計に帰属するものとする。

議案第 36 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、柳井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年柳井市条例第 50 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

1 取得する土地の所在、地目、面積及び取得価格

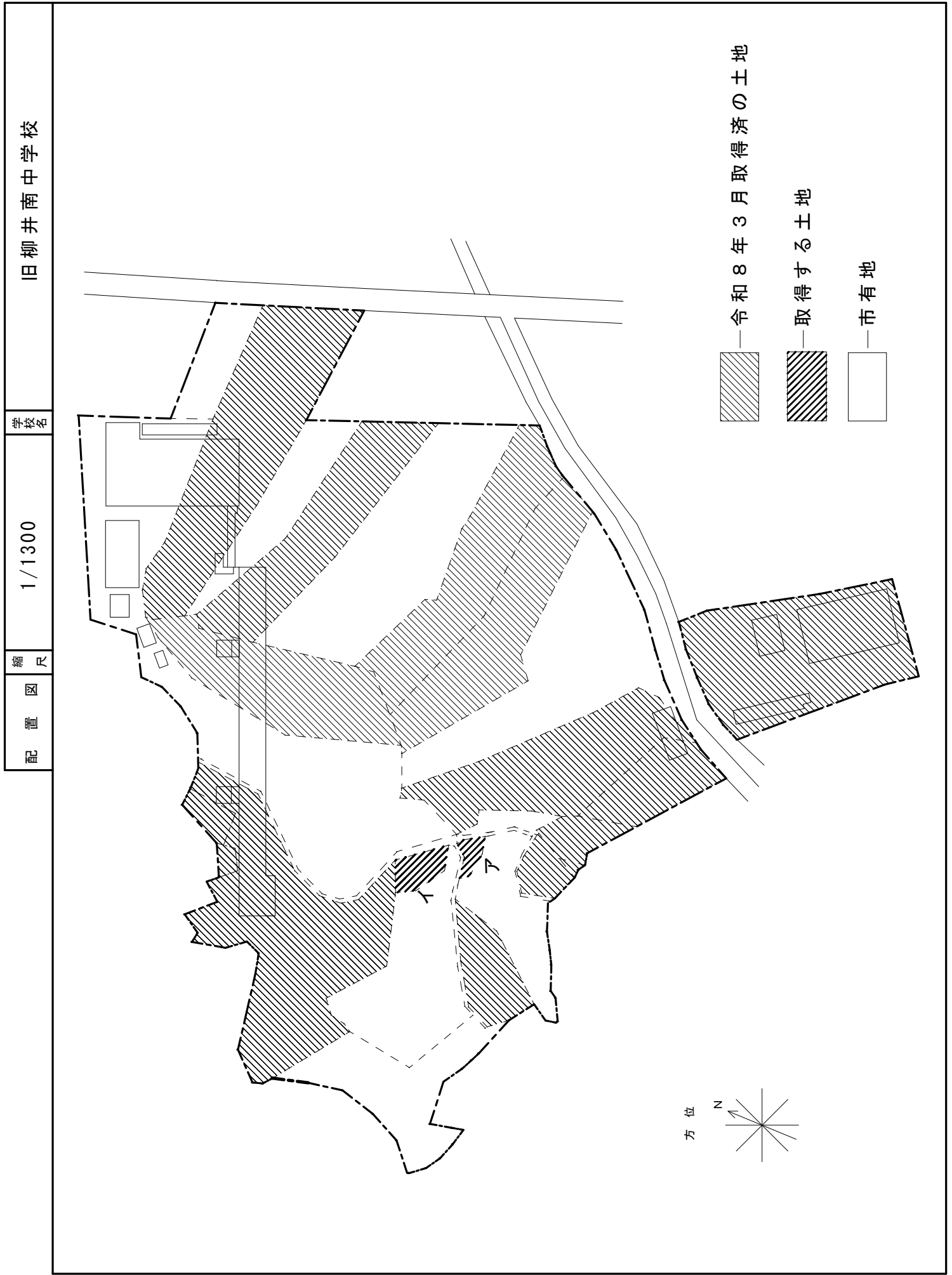
記号	所在地	地目	面積（㎡）	取得価格（円）
ア	柳井市伊保庄 3 4 3 0 番	学校用地	46	486,680
イ	柳井市伊保庄 3 4 7 7 番	学校用地	112	1,184,960
合計			158	1,671,640

2 取得の相手方 個人 1 名

3 取得の目的 伊保庄地区コミュニティ施設整備用地として

（令和 8 年第 1 回定例会において議決された伊保庄地区コミュニティ施設整備用地に係る一団の土地の残余部分の取得）

4 取得の方法 随意契約



議案第 37 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、柳井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年柳井市条例第 50 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

- | | |
|----------|----------------|
| 1 取得する財産 | 小中学校用タブレット端末 |
| 2 取得の方法 | 随意契約 |
| 3 取得価格 | 129,525,000 円 |
| 4 取得の相手方 | 山口市熊野町 4 番 5 号 |

NTT 西日本株式会社 山口支店 支店長 東 淳 史

(参 考)

小中学校用タブレット端末

品名	数量	備考
iPad Wi-Fi 128GB 第11世代 キーボード一体型ケース STM Dux タッチペン	2, 355	小学校 児童用 1, 276台 教職員用 213台
		中学校 生徒用 766台 教職員用 100台

納期 令和9年2月19日

認定第 1 号

令和 7 年度柳井市下水道事業会計決算認定について

令和 7 年度柳井市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付し、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

認定第 2 号

令和 7 年度柳井市伊保庄財産区会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度柳井市伊保庄財産区会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定の例により、監査委員の意見を付し、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

田 中 俊

報告第6号

専決処分の報告について

損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月2日提出

柳井市長 井 原 健太郎

専決処分書

下記のとおり損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年8月6日

柳井市長 井 原 健太郎

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和8年6月25日柳井市余田地内農道柳井田布施線において発生した道路陥没による自動車損傷事故

2 和解及び損害賠償の相手方

所在地等 柳井市 法人

3 和解の要旨及び損害賠償の額

柳井市は、相手方に対し、損害賠償金49,312円を支払うものとする。

報告第 7 号

専決処分の報告について

損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

専決処分書

下記のとおり損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 8 月 6 日

柳井市長 井 原 健太郎

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和 8 年 6 月 25 日柳井市余田地内農道柳井田布施線において発生した道路陥没による自動車損傷事故

2 和解及び損害賠償の相手方

住所等 周南市在住 個人

3 和解の要旨及び損害賠償の額

柳井市は、相手方に対し、損害賠償金 3,630 円を支払うものとする。

報告第 8 号

専決処分の報告について

損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

専決処分書

下記のとおり損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 8 月 12 日

柳井市長 井 原 健太郎

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和 8 年 6 月 12 日柳井市伊陸地内において発生した公用車による物損事故

2 和解及び損害賠償の相手方

所在地等 柳井市 団体

3 和解の要旨及び損害賠償の額

柳井市は、相手方に対し、損害賠償金 51,700 円を支払うものとする。

報告第9号

専決処分の報告について

損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月2日提出

柳井市長 井 原 健太郎

専決処分書

下記のとおり損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年8月12日

柳井市長 井 原 健太郎

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和8年6月12日柳井市伊陸地内において発生した公用車による人身事故

2 和解及び損害賠償の相手方

住所等 柳井市在住 個人

法定代理人親権者 個人

3 和解の要旨及び損害賠償の額

柳井市は、相手方に対し、損害賠償金62,818円を支払うものとする。

報告第 10 号

専決処分の報告について

損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

専決処分書

下記のとおり損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 8 月 12 日

柳井市長 井 原 健太郎

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和 8 年 6 月 12 日柳井市伊陸地内において発生した公用車による人身事故

2 和解及び損害賠償の相手方

住所等 柳井市在住 個人

法定代理人親権者 個人

3 和解の要旨及び損害賠償の額

柳井市は、相手方に対し、損害賠償金 50,232 円を支払うものとする。

報告第 1 1 号

平郡航路有限会社の経営状況について

令和 9 年度平郡航路有限会社の事業計画について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、報告する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

令和9年度 平郡航路有限会社の経営状況について

平郡航路有限会社の令和9年度（令和8年10月1日から令和9年9月30日まで）の事業計画について、離島航路整備法（昭和27年法律第226号）第4条及び離島航路整備法施行規則（昭和27年運輸省令第71号）第1条の規定により、国土交通大臣に提出した令和9年度航路補助金交付申請書に基づき、その主要な点を次のとおり報告します。

令和9年度の収支見込みは、収益を6,730万7,953円、費用を1億5,907万7,112円とし、収益から費用を差し引いた純損失を9,176万9,159円としております。

令和7年度実績と比較しますと、収益については、貨物運賃、営業収益などの増額及び自動車航送運賃の減額を見込み、収益全体で4.7%の増額としております。

費用については、貨物歩金などの増額及び燃料潤滑油費、船舶備品費、船舶修繕費などの減額を見込み、費用全体で3.6%の減額としております。速力の制御による燃料潤滑油費の節約や、検査ドック時における船員及び陸員自ら塗装作業を実施することによる船舶修繕費の節減等、引き続き、適正運航、適正管理に努め、経費の節減を図りたいと考えております。

航路経営については、人口減少や高齢化により地元利用客の減少が続き、経営環境の大きな改善が見込まれないことから、引き続き、国、県及び市の補助金を仰ぐこととなります。

平郡航路有限会社においては、カーフェリーの優位性を活かした島民以外の利用の促進に努め、旅客、自動車航送運賃の減収傾向を抑制するように努めてまいります。

本航路は、平郡地区民の日常生活に不可欠な交通手段であり、市といたしましては、航路の安全運航が確保され、経営の健全化と安定化が図られるよう、引き続き支援してまいります。

以上で、経営状況の報告といたします。

航路損益計算書・航路損益見込計算書

航路名 平郡 ～ 柳井

事業者名 平郡航路有限会社

(単位 円)

科目	期間区分	令和7年度の航路損益 (令和6年10月～令和7年9月)	令和9年度の航路損益見込み (令和8年10月～令和9年9月)	増減率 (%)
1. 収 益				
A 運 航 収 益		61,934,986	60,902,992	-1.7%
1. 旅 客 運 賃		25,263,910	25,263,910	増減なし
2. 手 荷 物 運 賃		457,920	457,920	増減なし
3. 小 荷 物 運 賃		0	0	増減なし
4. 自 動 車 航 送 運 賃		29,923,090	28,581,874	-4.5%
5. 貨 物 運 賃		4,616,630	4,759,225	3.1%
6. 郵便・信書便航送料		1,112,666	1,112,666	増減なし
7. 雑 収 入		560,770	727,397	29.7%
B 営 業 収 益		2,342,344	6,404,961	173.4%
1. 航 路 附 属 施 設 収 入		0	0	増減なし
2. 雑 収 入		2,342,344	6,404,961	173.4%
収 益 計		64,277,330	67,307,953	4.7%
2. 費 用				
A 運 航 費 用		146,910,831	141,180,284	-3.9%
1. 旅 客 費		3,395,750	3,236,247	-4.7%
(1) 旅 客 歩 金		2,367,503	2,367,503	増減なし
(2) 傷 害 保 険 料		395,330	395,330	増減なし
(3) 雑 費		632,917	473,414	-25.2%
2. 手 荷 物 取 扱 費		45,792	51,293	12.0%
3. 小 荷 物 取 扱 費		0	0	増減なし
4. 自 動 車 航 送 取 扱 費		3,695,803	3,676,033	-0.5%
5. 貨 物 費		1,849,148	1,884,231	1.9%
(1) 貨 物 積 卸 費		52,800	17,600	-66.7%
(2) 貨 物 歩 金		1,796,348	1,851,891	3.1%
(3) 貨 物 弁 金		0	0	増減なし
(4) 雑 費		0	14,740	皆増
6. 郵便・信書便取扱費		0	0	増減なし
7. 燃 料 潤 滑 油 費		41,094,191	38,766,289	-5.7%
8. 養 缶 水 費		184,176	186,182	1.1%
9. 港 費		1,348,353	1,347,816	-0.04%
(1) 税金及び手数料		0	0	増減なし
(2) 水先及び係留料等		220,853	220,316	-0.2%
(3) 代理店手数料		1,127,500	1,127,500	増減なし
10 雑 費		132,573	128,328	-3.2%
11 船 費		95,165,045	91,903,865	-3.4%
(1) 船 員 費		65,633,815	65,388,815	-0.4%
(2) 船 舶 備 品 費		331,762	63,657	-80.8%
(3) 船 舶 消 耗 品 費		2,643,533	2,643,533	増減なし
(4) 船 舶 修 繕 費		24,708,150	21,850,010	-11.6%
(5) 雑 費		1,847,785	1,957,850	6.0%
B 営 業 費 用		18,094,663	17,896,828	-1.1%
1. 保 険 料		1,638,324	1,638,324	増減なし
(1) 船 舶		1,638,324	1,638,324	増減なし
(2) 航 路 附 属 施 設		0	0	増減なし
2. 税 金		0	0	増減なし
(1) 船 舶		0	0	増減なし
(2) 航 路 附 属 施 設		0	0	増減なし
(3) 消 費 税		0	0	増減なし
3. 利 子		0	0	増減なし
(1) 船 舶		0	0	増減なし
(2) 航 路 附 属 施 設		0	0	増減なし
4. 減 価 償 却 費		0	0	増減なし
(1) 航 路 開 設 費		0	0	増減なし
(2) 船 舶		0	0	増減なし
(3) 航 路 附 属 施 設		0	0	増減なし
5. 賃 借 (用 船) 料		1,100,000	900,000	-18.2%
(1) 船 舶		1,100,000	900,000	-18.2%
(2) 航 路 附 属 施 設		0	0	増減なし
6. 航 路 附 属 施 設 費		1,021,628	1,061,812	3.9%
7. 店 費		14,334,711	14,296,692	-0.3%
費 用 計		165,005,494	159,077,112	-3.6%
3. 差引当期純利益 (純損失)		-100,728,164	-91,769,159	純損失8.9%減